

女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

タカラバイオ株式会社 (草津市・製造業-化学工業)

を認定しました(認定段階3での認定となります)。



■■認定企業の取組紹介■■

○採用に関する取組

- ・性別によらず、個人の能力をもとに選考を実施している。
- ・内定者には入社前に内定者懇親会を実施し、入社前の不安を取り除く機会を設けている。

○継続雇用に関する取組

- ・入社者は、新卒・中途問わず、半年間のOJT期間を設けている。
- ・新卒入社者は、入社後半年、3年目、6年目と段階ごとに研修を行い、これまでの振り返りと今後について考える機会を設けている。
- ・子育てとの両立を支援するため、育児時短制度を小学4年生修了まで利用可能としている。

○長時間労働是正のための取組

- ・毎週金曜日をノー残業デーとして、定時退社を促している。
- ・翌週の勤務予定を決めて上司に報告をしている。
- ・勤怠の確認チェックを月の途中で実施し、長時間労働の可能性のある社員については、管理職による業務整理を実施している。

○管理職比率に関する取組

- ・性別によらず、人事考課を基に平等に昇進・昇格をしている。
- ・管理職に対する不安の軽減とモチベーションを高めるため、管理職となる前の課長補佐への研修や、新任管理職研修を実施している。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・新卒採用だけでなく中途採用も積極的に実施しており、HPで広く周知をしている。
- ・派遣社員の社員登用を積極的に実施している。
- ・自己申告制度を設け、社員自身のキャリアの希望調査を実施している。

■■認定企業よりメッセージ■■

当社は今後も、社員が快適に働くことができる職場環境・労働環境の整備に努めるとともに、多様なライフスタイルや価値観に対応できる制度や環境づくりに取り組んでいきます。

【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目(①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)を満たす項目数に応じて3段階(※)あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190